

広島県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の任命等に関する訓令（昭和五十七年広島県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（広島県防災会議の委員の指名及び幹事の任命） 第一条の二（略） 一一十一（略） 2（略） 一一十三（略） （広島県国民保護対策本部及び広島県緊急対処事態対策本部の本部員の任命及び副本部長の指名並びに広島県国民保護協議会の委員の任命） 第一条の三（略） 一一十一（略） 2・3（略） （広島県新型コロナウイルス等対策本部の本部員の任命及び副本部長の指名） 第一条の四（略） 一一十一（略） 2（略） （広島県交通安全対策会議の委員の指名及び幹事の任命） 第三条（略） 2（略） 一 環境県民局民生担当部長 二一四（略） （広島県障害者介護給付費等不服審査会の委員の任命） 第六条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の五第二項の規定に	（広島県防災会議の委員の指名及び幹事の任命） 第一条の二（略） 一一十一（略） 十二 病院事業管理者 2（略） 一一十三（略） 十四 病院事業局県立病院課長 （広島県国民保護対策本部及び広島県緊急対処事態対策本部の本部員の任命及び副本部長の指名並びに広島県国民保護協議会の委員の任命） 第一条の三（略） 一一十一（略） 十二 病院事業管理者 2・3（略） （広島県新型コロナウイルス等対策本部の本部員の任命及び副本部長の指名） 第一条の四（略） 一一十一（略） 十二 病院事業管理者 2（略） （広島県交通安全対策会議の委員の指名及び幹事の任命） 第三条（略） 2（略） 一 環境県民局生活担当部長 二一四（略） （広島県障害者介護給付費等不服審査会の委員の任命） 第六条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の五第二項の規定に

より準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第九十八条第三項の規定により、西部こども家庭センター育成課長の職にある者を、広島県障害者介護給付費等不服審査会の委員として任命する。 （広島県開発審査会の幹事の任命） 第三十五条（略） 一一三（略） 四 農林水産局農業経営課担当課長 五―八（略）	より準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第九十八条第三項の規定により、西部こども家庭センター相談援助第一課長の職にある者を、広島県障害者介護給付費等不服審査会の委員として任命する。 （広島県開発審査会の幹事の任命） 第三十五条（略） 一一三（略） 四 農林水産局就農支援課長 五―八（略）
--	---

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。